【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年４月26日
【会社名】	株式会社新川
【英訳名】	SHINKAWA LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員　　長野　高志
【本店の所在の場所】	東京都武蔵村山市伊奈平二丁目51番地の１
【電話番号】	042-560-1231（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員経営管理本部長　　森　琢也
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区北新宿二丁目21番１号　新宿フロントタワー32階
【電話番号】	03-5937-6404
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員経営管理本部長　　森　琢也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

2019年４月26日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2019年４月26日

(2) 決議事項の内容

第１号議案　第三者割当による募集株式発行の件

ヤマハ発動機株式会社（以下、「ヤマハ発動機」という。）を割当先として、金銭出資の方法により、第三者割当による新株式26,178,000株の発行（払込金額　１株につき382円、払込金額の総額10,000,034,200円）を行う（以下、「本第三者割当増資」という。）。

なお、当該新株式発行は、下記を条件としてその効力を生じるものとする。

①当社によるアピックヤマダ株式会社に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」という。）が成立していること。

②本第三者割当増資による当社の新株発行について、金融商品取引法に基づき提出した有価証券届出書の効力が停止していないこと。

③各国の競争当局の承認が得られること。

④本臨時株主総会において、本第三者割当増資の承認が得られること。

⑤本第三者割当増資の差止め等、本第三者割当増資を制限又は禁止する旨の司法・行政機関等に対する申立て、訴訟又は手続及び司法・行政機関等の判断等は存在せず、そのおそれもないこと。

第２号議案　新設分割計画承認の件

当社が、新たに設立する株式会社新川（新設会社）に対し、当社が営む半導体製造装置及びその技術を応用した電子精密機器等の研究・開発・設計・製造・販売及び保守サービスに関する事業と当該事業に属する資産、債務、雇用契約その他の権利義務の一部を承継させることとする新設分割計画の承認を求める。

なお、本議案の決議の効力は、第１号議案「第三者割当による募集株式発行の件」が原案どおり承認可決されること、当該議案に基づき第三者割当による募集株式発行に基づく払込みが実行されていること及び本公開買付けの成立を条件として発生するものとする。

第３号議案　定款一部変更（１）の件

①監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除を行う。

②今後の事業展開の促進、経営基盤の強化及び内部統制体制の充実に備えるため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数を15名以内、監査等委員である取締役の員数を７名以内とする。

③決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、定時株主総会の基準日を毎年12月31日に、期末配当の基準日を毎年12月31日に、中間配当の基準日を毎年６月30日にそれぞれ変更する。また、事業年度の変更にかかる経過的な措置として、附則を設ける。

④上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、その他所要の変更を行う。

なお、本定款変更は、（１）本第三者割当増資に係るヤマハ発動機による払込みが実行されていること及び（２）2019年６月27日開催予定の当社2019年３月期定時株主総会が終結していることを条件として、その効力が発生するものとする。

第４号議案　定款一部変更（２）の件

現行定款第１条（商号）及び第２条（目的）について変更及び一部追加する。

なお、本定款変更は、第２号議案「新設分割計画承認の件」が原案どおり承認可決され、当該会社分割の効力が発生することを条件として、当該会社分割の効力発生日をもってその効力が発生するものとする。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

取締役として、加藤敏純、石岡修、太田裕之、森琢也、押森広仁及び川上雄一を選任する。

なお、本議案に係る決議の効力は、第３号議案「定款一部変更（１）の件」における定款変更の効力発生を条件として発生するものとする。

第６号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役として、伊藤 宏、吉野正己及び三矢麻理子を選任する。

なお、本議案に係る決議の効力は、第３号議案「定款一部変更（１）の件」における定款変更の効力発生を条件として発生するものとする。

第７号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、佐野真を選任する。

なお、本議案に係る決議の効力は、第３号議案「定款一部変更（１）の件」における定款変更の効力発生を条件として発生するものとする。

第８号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬額は、2012年６月28日開催の第54回定時株主総会において年額150百万円以内とご承認いただいているが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、あらためて年額150百万円以内（うち社外取締役24百万円以内）とし、各取締役に対する具体的な金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によることとする。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従前どおり、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

なお、本議案に係る決議の効力は、第３号議案「定款一部変更（１）の件」における定款変更の効力発生を条件として発生するものとする。

第９号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額45百万円以内とし、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によることとする。

なお、本議案に係る決議の効力は、第３号議案「定款一部変更（１）の件」における定款変更の効力発生を条件として発生するものとする。

第10号議案　取締役（監査等委員である取締役並びに社外取締役及び非常勤取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

第８号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」の報酬枠とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役並びに社外取締役及び非常勤取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額70百万円以内として設定する。

なお、本議案に係る決議の効力は、第３号議案「定款一部変更（１）の件」における定款変更の効力発生及び第８号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」の承認可決を条件として発生するものとする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成の割合(%)
第１号議案	94,124	11,313	2,614	（注）１	可決　82.23
第２号議案	94,144	11,296	2,614	（注）２	可決　82.25
第３号議案	102,370	5,684	0	（注）２	可決　89.43
第４号議案	102,286	5,768	0	（注）２	可決　89.36
第５号議案					
加藤敏純	102,022	6,032	0		可決　89.13
石岡　修	97,039	11,015	0		可決　84.78
太田裕之	102,013	6,041	0	（注）３	可決　89.12
森　琢也	101,673	6,381	0		可決　88.82
押森広仁	101,953	6,101	0		可決　89.07
川上雄一	88,038	20,016	0		可決　76.91
第６号議案					
伊藤　宏	66,832	41,222	0	（注）３	可決　58.39
吉野正己	101,433	6,621	0		可決　88.61
三矢麻理子	101,459	6,595	0		可決　88.64
第７号議案				（注）３	
佐野　真	102,355	5,696	0		可決　89.42
第８号議案	102,111	5,940	0	（注）１	可決　89.21
第９号議案	102,134	5,917	0	（注）１	可決　89.23
第10号議案	83,357	24,694	0	（注）１	可決　72.82

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成です。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本臨時株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主の議決権のうち、各議案の賛否について確認できた分を合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本臨時株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。